

高野総合グループ  
税理士法人  
**高野総合会計事務所**

高野総合会計事務所は、1975年の創業以来、「信頼・信用・信義」の経営理念の下、個人資産部門、法人部門、FAS部門の3部門(税理士23名、会計士15名、弁護士2名)が連携してお客様に高度なサービスを提供いたします。「認定支援機関」として、新事業承継税制にも対応しています。

【部門代表】高野 角司 【所属】東京税理士会 日本橋支部 【法人番号】第2134号 【設立】1975年  
【支部】千葉

**税理士法人高野総合会計事務所**

【本部】〒103-0027 東京都中央区日本橋2丁目1番3号 アバンネット日本橋二丁目ビル3F  
TEL.03-4574-6688 <http://www.takanosogo.com/>

*Legacy*

**税理士法人レガシィ**

大幅に緩和された事業承継税制に対して税理士法人レガシィは即座に取り組み、セミナー等で説明しております。「事業承継」は「相続」と車の両輪の関係にあります。弊法人では50年以上の相続・事業承継に関する日本最大級のノウハウと実績をもとに、オーナー様の思いに寄り添いお手伝い致します。



【部門責任者】公認会計士・税理士 天野 大輔  
【所属】東京税理士会 麹町支部  
【法人番号】第378号  
【設立】1964年

**税理士法人レガシィ**

【本部】〒100-6806 東京都千代田区大手町1-3-1 JAビル

TEL.03-3214-1717 <https://legacy.ne.jp>



ランドマーク税理士法人  
Landmark Licensed Tax Accountant's Co.

税制改正で大きく変わった事業承継税制。事業を次世代へスムーズに移転させるには会社のことだけでなく、個人の相続も併せて考えたスキームを計画的に実行していくことが大切です。事業承継と相続に強いランドマーク税理士法人にご相談ください。

【所属】東京地方税理士会 横浜中央支部 【法人番号】第1606号 【代表】清田 幸弘 【設立】1997年  
【支部】丸の内、新宿、池袋、町田、みなとみらい、横浜緑区、川崎、多摩川崎、湘南台、朝霞台

**ランドマーク税理士法人**

【本部】〒220-8137 神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1 横浜ランドマークタワー 37階  
TEL.0120-48-7271 <https://www.landmark-tax.com/>



企業オーナーファミリー、富裕層に対する事業承継コンサルティングでは豊富な実績を誇り、税金問題などの物的承継だけでなく、人的承継まで幅広く対応しております。

理念である「安心と感動の創造」を実現し、お客様とともに永続的に存続、発展することを目指して参ります。



【代表】公認会計士・税理士 小谷野 幹雄  
【所属】東京税理士会 渋谷支部  
【法人番号】第3910号  
【設立】1996年

**小谷野税理士法人**

【本部】〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-22-1 代々木1丁目ビル14階

TEL.03-5350-7435 <http://www.koyano-cpa.gr.jp/>



EY税理士法人は、全国をカバーするネットワークにより国内の相続・事業承継案件に対応、また、クロスボーダー案件にも世界150カ国以上のグローバルネットワークおよびEY弁護士法人を含むEYのメンバーファームと協働し、ワンストップで対応いたします。

【代表】統括代表社員 税理士 梶野 健司 【所属】東京税理士会 麹町支部 【法人番号】第213号  
【設立】2002年 【支部】愛知、大阪、福岡、沖縄

**EY税理士法人**

【本部】〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-1-2 東京ミッドタウン日比谷 日比谷三井タワー  
TEL.03-3506-2411 <https://www.eytax.jp>



世界158カ国のネットワーク、日本最大級のアドバイザーとして、豊富な専門知識と実務経験に基づき、複雑な事業承継や国際資産税の問題、新たに導入された事業承継税制の特例適用、財団を通じた社会貢献等の支援を含め、税務申告・税務調査対応まで広範囲に対応いたします。

【部門代表】パートナー 公認会計士 税理士 小林 和也 【所属】東京税理士会 麹町支部 【法人番号】第28号  
【設立】2002年 【支部】大手町、名古屋、大阪、福岡

**PwC税理士法人**

【本部】〒100-6015 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビル15階  
TEL.03-5251-2400 <https://www.pwc.com/jp/tax>



特にオーナー企業様における事業承継の成否は、その取り組み始める時期、準備時間、関与メンバー、および計画の内容とその運用に大きく左右されます。KPMG税理士法人では、オーナー企業様の良きアドバイザーとして、グローバル・ファームならではの知見・経験も散りばめながら相続・事業承継に関するさまざまな課題を最後まで支援します。

【代表】税理士 駒木 根一 【所属】東京税理士会 麻布支部 【法人番号】第676号 【設立】2004年  
【支部】名古屋、大阪

**KPMG税理士法人**

【本部】〒106-6012 東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー  
TEL.03-6229-8000 <http://www.kpmg.com/jp/tax>



デロイト トーマツ税理士法人は、国内16事務所と税務・法務・会計などの専門家による総合力及び多くの案件を手掛けた経験を有しています。経営承継問題の解決にファミリーオフィス、後継者育成等クライアントにあった様々な手法を駆使して、企業の永続的な成長を支援します。

【部門代表】樋口 亮輔 【所属】東京税理士会 麹町支部 【法人番号】第114号 【設立】2002年  
【事務所】東京、大阪、名古屋、札幌、仙台、新潟、長野、高崎、北陸、静岡、浜松、広島、高松、岡山、福岡、鹿児島

**デロイト トーマツ税理士法人**

【本部】〒100-8305 東京都千代田区丸の内3-3-1 新東京ビル5階  
TEL.03-6213-3800 [www.deloitte.com/jp/tax](http://www.deloitte.com/jp/tax)



全国9か所の拠点で、中小企業に特化し2,500社を超える支援実績があります。今般改正のあった事業承継税制についても、単体の制度利用のみならず、オーナー一族様の相続対策など多方面からの検討を行い「納得のいく提案」を心掛けております。幸せへの第一歩を、一緒に踏み出しましょう!



【部門代表】税理士 秋田谷 結平  
【所属】東京税理士会 神田支部  
【法人番号】第1183号 【設立】2002年  
【支部】宮城、新潟、群馬、静岡、三重、広島、山口、福岡

**税理士法人スバル合同会計**

【本部】〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町3-16  
TEL.03-3862-0486 [www.subaru-tax.com](http://www.subaru-tax.com)



BDO税理士法人は、世界第5位のBDO International加盟事務所として、国内の事業承継および相続税の対応はもとより、約160ヶ国/1,500カ所におよぶメンバーファームと連携し、国際相続・資産税および海外M&A等の問題にも対応いたします。

【代表】統括代表社員 公認会計士 税理士 長峰 伸之 【所属】東京税理士会 新宿支部 【法人番号】第304号  
【設立】2002年

**BDO税理士法人**

【本部】〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-24-1 エステック情報ビル14階  
TEL.03-3348-9170 <https://www.bdotax.jp>

特例承継計画は  
認定支援機関の  
税理士法人へ

# 事業承継税制プロフェッショナル 税理士法人10選

事業承継では事業資産とともに自社株を承継させる必要があるが、非上場株式の相続税評価額は高いことが多く、後継者へ贈与・相続すると贈与税・相続税の負担が重い。それが円滑な事業承継を促す要因となっていることから、非上場株式にかかる贈与税・相続税の納税猶予制度が設けられている。従来は条件が厳しいため利用が限られていたが、条件を緩和する特例が創設され、今年1月から10年間にわたって適用できることになった。

自社の税負担が  
事業承継の阻害要因に

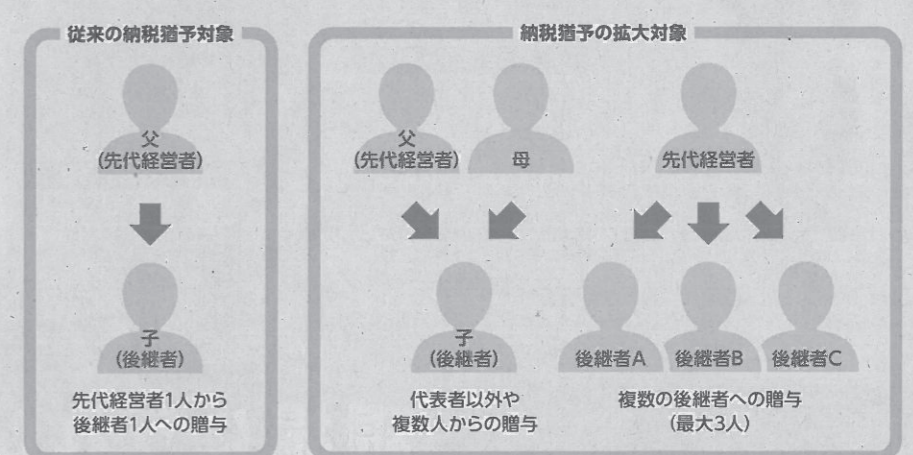
中小企業は日本の経済や雇用には大きな役割を果たしているが、その数は年々減ってきている。原因の一つが後継者難だ。高齢化とともに中小企業経営者の平均年齢が高くなってきている中、会社の経営に問題がなくても、後継者がいないために廃業せざるを得ないケースが増えている。後継者難には、人材そのものがいないケースのほかに、事業を引き継ぐための税負担が重いため継承が難しいケースがある。

会社の株式は相続税評価額が高いため贈与税・相続税の負担が重くなるが、それが円滑な事業承継を促す要因となっている。そこで、2009年に自社株式にかかる贈与・相続税の納税猶予制度が設けられた。しかし、猶予を受けるための条件が厳しく利用が限られていた。そこで、15年に条件が緩和され、さらに今回、事業承継税制に関する10年間の特例制度が設けられ、18年1月から適用がえられるようになった。

数は3分の2までという上限が撤廃されて全株式が対象となる。また、相続税の猶予割合が80%から100%に拡大された。これによって、自社株すべてを実質的に非課税で承継させることができるようになった。

これまでは、1人の先代経営者から1人の後継者の贈与・相続の場合のみ適用だったが、親族外を含む複数の株主から代表者である後継者(最大3人)への承継でも適用可能になった。

後継者が会社を売却したり自主廃業したりする場合、これまで承継時の株価をもとに贈与税・相続税が課税されたため、株価が下落した場合の税負担が過大になることがあった。そこで今回の特例では、売却額や廃業時の評価額をもとに納税額を計算することとし、経営環境の変化にもなる将来への不安を軽減した。雇用条件も緩和された。従来は、猶予を受けたあと5年間に平均8割以上の雇用を維持できないと猶予は打ち切られたが、特例の適用を受けると、雇用条件を達成できなかった場合でも、要件を満たさない理由を記載した書類を都道府県に提出すれば猶予が継続される。



広告

広告お問合せ先: 日経エージェンシー TEL.03-5259-5430